

# 羅針盤

## やってみよう！著作権指導

「著作権」に関しては、「難しい法律だ」「学校は特別なのでは」という認識をおもちの方が多いのではないでしょうか。しかし、学校における教育活動では多くの著作物が利用されており、誤った利用が行われた場合には、社会的責任が問われる事態を引き起こしてしまう可能性もあります。

また、社会全体の情報化が進み、子どもたちも様々な形で著作物を活用し始めており、今後は学校教育段階で著作権に関する基礎的な知識を身に付けるよう指導することが必要です。

そこで、文化庁では、子どもたちが著作権に関することに触れ、他人の権利を尊重することなどについての関心を高め、理解を深めるための「きっかけ」となる事例を冊子にまとめて紹介しています。



ちよちゃん さくちゃん けんちゃん

文化庁・著作権制度 100 周年記念キャラクター  
(絵：やなせたかし)

※このイラストは「自由利用マーク」の規定に従って利用しています。

場面对応型  
指導事例集

### 著作権教育 5 分間の使い方 (文化庁著作権課)

[http://www.bunka.go.jp/chosakuken/index\\_4\\_8.html](http://www.bunka.go.jp/chosakuken/index_4_8.html)

#### 【掲載事例：特別活動(学校行事)で】 - 運動会 -

##### ① 各教科等の学習における子どもたちの活動場面

運動会で、競技の雰囲気盛り上げるためにBGMとしていろいろな音楽を流します。  
また、応援を明るく華やかにするために旗や看板に人気キャラクターの絵を描きます。

##### ② 問題提起・話題提供の例

- ・運動会で使ういろんな音楽をテープやMDに編集しておくとう便利じゃないかな。
- ・チームごとにまんがのキャラクターを決めて旗や看板に絵を描こうよ。チームの団結力が強くなるよ。

##### ③ 教師のための解説 (一部抜粋)

- ・CDなどの録音物を使って学校の放送室や運動会用の特設施設から競技のBGMを流すことは・・・(中略) 一般的には非営利・無料・無報酬で行われますので、作詞家・作曲家(著作権者)の了解を得る必要はありません。
- ・旗や看板にまんがやアニメのキャラクターを描いたり、キャラクターを使って・・・(中略) キャラクターの作者に了解を得る必要はありませんが、運動会の終了後も作成したものを恒常的に掲示するなど当初の目的をこえて使用するような場合には作者の了解が必要です。

##### ④ 子どもたちに対する解説例

- ・(前略)「事前に曲をコピーしておくとう便利だ」というアイディアはよく思いついたね。だけど、もしCDなどから録音する行為が誰でも自由にできるということになったら、誰もCDを買わなくなってしまうかも・・・(後略)
- ・まんがやアニメのキャラクターを応援グッズに使うときと楽しくなるね。(中略) 作者の了解をもらってキャラクターを使う方法もあるけど、みんなのオリジナルキャラクターを創って発表するのもいいんじゃないかな？



この冊子には、小学校から高等学校までの様々な事例が紹介されており、学校現場でよく起こりがちな場面を想定した上で、教師として知っておくべき法的知識や、子どもたちへの指導のポイントが示されています。

子どもたちの発達段階に応じてトピック的に取り上げることで、著作権についての意識や理解が一層深まるように働きかけていきましょう。

総合教育センターが行う「児童生徒に教える著作権マナー研修講座」に参加して、著作権指導について一緒に考えてみませんか。 開催日時：8月25日(月) 13:15~16:15(午後のみ)

※著作物の利用に関する相談窓口【公益社団法人著作権情報センター(CRIC)】著作権相談室 (03) 5353-6922  
著作権全般に関わる情報提供 【文化庁 著作権】 <http://www.bunka.go.jp/chosakuken/>

次回は8月1日(金)の発行予定です。 (担当・情報教育部)

【バックナンバー】<http://www.edu-ctr.pref.okayama.jp/sougou/koho/>